長期使用製品安全点検制度及び安全表示制度に関する事項について

1)　長期使用製品安全点検制度の対象機材

消費生活用製品安全法に基づく長期使用製品安全点検制度の対象機材（例：電気式浴室乾燥機）について、本工事に含まれる製品に添付された所有者票に別途指示する内容を記入したものと、様式編-03機材「長期使用製品安全点検制度[特定保守製品]」により対象機材別のリストを作成し、監督員に提出すること。

2)　長期使用製品安全表示制度の対象機材

安全用品の技術上の基準を定める省令に基づく長期使用安全表示制度の対象機材（例：レンジフード、常時小風量換気機能付浴室暖房乾燥機、エアコン等）について、本工事に含まれる様式編-03機材「長期使用製品安全表示制度　対象品」により対象機材別のリストを作成し、監督員に提出すること。

以上